

令和元年5月

定例教育委員会

1

5月定例会（1）

開催日時 令和元年5月23日（木） 10時00分

開催場所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 題

○第5号議案

令和2年度長崎県公立高等学校入学者選抜の基本方針について

（高校教育課）

○第6号議案

令和2年度長崎県立中学校入学者選抜の基本方針について

（高校教育課）

○第7号議案

令和2年度県立特別支援学校幼稚部、高等部及び高等部専攻科の入学者選考について

（特別支援教育課）

4 報 告

（1）監査の結果にかかる措置状況について

（総務課）

（2）平成31年3月卒業生の大学入試結果について

（高校教育課）

（3）高校生の活躍について

（高校教育課）

（4）令和2年度長崎県公立学校教員採用選考試験について

（高校教育課）

（5）平成30年度体罰にかかる実態把握調査結果（公立学校分）について

（高校教育課・義務教育課）

（6）「長崎っ子の心を見つめる教育週間」における県教育委員の学校訪問について

（児童生徒支援室）

（7）第三期長崎県高校改革推進会議第6回会議について

（県立学校改革推進室）

令和2年度長崎県公立高等学校入学者選抜の基本方針について

(提案理由)

令和2年度長崎県公立高等学校の入学者を選抜するに当たって、その基本方針を定めようとするものである。

(内容)

1 入学者の選抜について

- (1) 入学者の選抜は、特に定める場合を除き、調査書その他必要な書類、学力検査の成績、面接の結果等を資料として総合的に行うものとする。
- (2) 調査書と学力検査の取扱いは次のとおりとする。
 - ① 調査書の記載内容と学力検査の成績とは同等に取り扱うことを基本とする。
 - ② 調査書の取扱いについては、教科の評定に偏ることなく、観点別学習状況、その他の記載事項についても十分尊重する。

2 学力検査問題について

- (1) 学力検査問題は、次の基準により県教育委員会が作成する。
 - ① 学習指導要領に基づき、中学校修了程度とする。ただし、社会については、新学習指導要領への移行措置の内容に配慮する。
 - ② 基礎的・基本的な問題を中心に出題するが、単なる知識を問うものに偏ることがないように配慮し、思考力・判断力・表現力を検査できるような問題とする。
- (2) 全日制課程及び単位制による定時制課程昼間部における学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（聞き取りテストを含む）の5教科とする。

なお、数学及び英語において、高等学校長は、県教育委員会が作成した選択問題の中から自校の受検者が解答する問題を指定する。

また、定時制課程（単位制による課程昼間部を除く）の検査は、作文及び面接を原則とする。

3 入学者選抜方法について

- (1) 全日制課程及び定時制課程（単位制による課程夜間部及び昼間部を含む）に係る選抜について（推薦入学者選抜及び定時制課程夜間部後期日程を除く）
- ① 志願者は、入学願書受付締め切り後に、学校、課程、学科及びコース（同一校における併願した学科等の志望順位を含む）を1回に限り変更することができる。
 - ② 高等学校長は、県教育委員会の承認を得て、特定の教科について学力検査の得点を1.5倍から2倍の範囲で重視することができる。
 - ③ 帰国生徒・外国籍生徒を対象に、志願者の申出により日本語習得の状況や学校制度の違いを配慮して、日本語又は外国語（英語又は中国語）による作文及び面接を実施することができる。ただし、定員は、実情に応じて、募集定員を超えて若干名とする。
- (2) 定時制課程（単位制による課程昼間部を除く）に係る選抜について
定時制課程（単位制による課程昼間部を除く）の入学者選抜は、同一学校を前期・後期の日程に分離して実施する。前期の定員は、学科の募集定員の70%とする。なお、後期の定員は、前期での合格者数を除いた人員とする。
- (3) 通信制課程に係る選抜について
通信制課程の入学者選抜は、提出された書類の審査により行う。
- (4) 連携型中高一貫教育に係る選抜について
連携型中高一貫教育に係る入学者選抜は、入学願書、課題レポート及び当該高等学校で実施する作文・小論文、面接の結果を資料として総合的に行うことを原則とする。
- (5) 推薦入学者選抜について
- ① 全日制課程及び定時制課程（単位制による課程夜間部及び昼間部を含む）の全学科において一般推薦入学を実施する。実施校長は、県教育委員会が定める志願資格に加え、学校独自に志願資格を定めることができる。検査は、面接の他に、作文・小論文、実技・適性検査の中から選択して実施することができる。なお、全日制課程普通科については、全募集定員の5%～20%の範囲で募集定員を定め、専門学科、総合学科及び定時制課程については、全募集定員の10%～40%の範囲で募集定員を定める。
 - ② 文化・スポーツ特別推薦入学を実施する。実施校は、各学校の希望を踏まえたうえで、県教育委員会が定める。検査は、面接を実施する。
- (6) 離島留学特別選抜について
離島留学特別選抜は、入学願書、調査書、離島留学申請書及び当該高等学校で実施する面接、小論文の結果を資料として総合的に行う。ただし、五島高等学校においては、小論文に代えて体育実技を行う。なお、定員不充足の場合は、離島留学特別選抜における合格者数を除いた人員について改めて募集し、選抜は、1の「入学者の選抜について」に準じて行う。

4 入学者選抜日程について

(1) 全日制課程及び単位制による定時制課程昼間部に係る選抜

- ・入学願書受付期間 令和2年2月14日(金) から
令和2年2月19日(水) まで
- ・志願変更期間 令和2年2月21日(金) から
令和2年2月27日(木) まで
- ・学力検査 令和2年3月10日(火)・11日(水)
- ・合格者発表 令和2年3月18日(水)

(2) 定時制課程(単位制による課程昼間部を除く)に係る選抜

- ・前期日程入学願書受付期間 令和2年2月14日(金) から
令和2年2月19日(水) まで
- ・志願変更期間 令和2年2月21日(金) から
令和2年2月27日(木) まで
- ・前期日程の検査 令和2年3月10日(火)
(ただし、学力検査を実施する場合は、
3月10日(火)・11日(水)の両日とする。)
- ・前期日程の合格者発表 令和2年3月18日(水)
- ・後期日程入学願書受付期間 令和2年3月18日(水) から
令和2年3月24日(火) まで
- ・後期日程の検査 令和2年3月25日(水)
- ・後期日程の合格者発表 令和2年3月27日(金)

(3) 通信制課程に係る選抜

- ・入学願書受付期間 令和2年3月 3日(火) から
令和2年3月30日(月) まで
- ・入学内定者通知 令和2年4月 3日(金) までに通知する。

(4) 連携型中高一貫教育に係る選抜

- ・入学願書受付期間 令和2年2月14日(金) から
令和2年2月19日(水) まで
- ・志願変更期間 令和2年2月21日(金) から
令和2年2月27日(木) まで
- ・検査 令和2年3月10日(火)
(ただし、学力検査を実施する場合は、
3月10日(火)・11日(水)の両日とする。)
- ・合格者発表 令和2年3月18日(水)

(5) 推薦入学者選抜

- ・入学願書受付期間 令和2年1月16日(木) から
令和2年1月22日(水) まで
- ・検査 令和2年2月 5日(水)
- ・合格内定者通知 令和2年2月12日(水) までに通知する。

(6) 離島留学特別選抜

- ・入学願書受付期間 令和2年1月16日(木) から
令和2年1月22日(水) まで
- ・検査 令和2年2月 5日(水)
- ・合格内定者通知 令和2年2月12日(水) までに通知する。

5 その他

入学者選抜についての具体的方法は、別に定める「令和2年度長崎県公立高等学校入学者選抜実施要領」による。

令和2年度長崎県立中学校入学者選抜の基本方針について

(提案理由)

令和2年度長崎県立中学校の入学者を選抜するに当たって、その基本方針を定めようとするものである。

(内容)

1 入学者の選抜について

入学者の選抜は、適性検査、作文及び面接の結果並びに調査書その他必要な書類を資料として、志願者の適性を総合的に判断して行うものとする。

2 検査について

(1) 実施する検査は、適性検査、作文及び面接とする。

(2) 検査の配点は、適性検査を130点、作文を70点とし、合わせて200点満点とする。

(3) 適性検査及び作文は次のような問題とし、県教育委員会が作成する。

① 適性検査は、学校での生活や家庭や身の回りのことなどをテーマとして、学習指導要領に沿った、問題発見・解決能力、思考力、判断力及び表現力等、小学校教育において身に付けた総合的な力をみる。

② 作文は、与えられた課題について、読み取ったことや考えたり感じたりしたことをまとめ、文章で表現する力をみる。

(4) 面接は、集団面接とする。

3 入学者選抜日程について

入学願書受付期間	令和元年12月10日(火)～12月16日(月)
適性検査、作文、面接	令和2年1月12日(日)
入学予定者の通知	令和2年1月20日(月)まで
入学意思確認書提出期間	令和2年1月20日(月)～1月24日(金)

4 その他

入学者選抜についての具体的方法は、別に定める「令和2年度長崎県立中学校入学者選抜実施要領」による。

令和2年度県立特別支援学校幼稚部、高等部及び高等部専攻科の入学者選考について

(提案理由)

令和2年度県立特別支援学校幼稚部、高等部及び高等部専攻科の入学者選考について、次のとおり定めようとするものである。

(内 容)

1 令和2年度県立特別支援学校入学者選考について

調査書等の書類、学力検査、健康診断、面接及びその他必要な検査等の結果を資料とし、総合的に選考する。

(1) 入学者選考にかかる日程等について(虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校を除く。)

ア 日程

(ア) 入学願書受付期間

令和2年2月14日(金)～2月19日(水)

(イ) 入学者選考検査

令和2年3月10日(火)・11日(水)2日間

※上記のいずれか1日で実施する学校もある。

(ウ) 合格者発表

令和2年3月18日(水)

イ 募集定員

各高等部の募集定員は、令和元年10月及び12月に実施する「進学希望状況調査」等をもとに、令和2年1月に定める。

ウ その他

(ア) 日程については、県立高等学校全日制課程に準じて実施する。

(イ) 合格者の人数が募集定員に満たない場合は、二次募集を行う。

(2) 虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校の
入学者選考にかかる日程等について

ア 日程

(ア) 入学願書受付期間

令和元年12月2日(月)～12月6日(金)

(イ) 入学者選考検査

虹の原特別支援学校高等部就業サービス科

令和2年1月9日(木) 1日間

希望が丘高等特別支援学校

令和2年1月9日(木)・10日(金) 2日間

(ウ) 合格者発表

令和2年1月17日(金)

イ 募集定員

(ア) 虹の原特別支援学校高等部就業サービス科 8名

(イ) 希望が丘高等特別支援学校 32名

ウ その他

(ア) 合格者の人数が募集定員に満たない場合は、二次募集を行う。

(イ) 不合格となった者については、他の特別支援学校高等部を志願できる。

報 告 事 項 (1)

総務課

件 名	監査の結果にかかる措置状況について
概 要	<p>平成31年3月12日付けの監査結果に対する措置状況等について、報告します。</p> <p>なお、この措置状況については、地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、監査委員へ通知します。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 平成30年度普通会計定期監査（後期）<ul style="list-style-type: none">指摘に対する措置 10件意見に対する措置 2件2. 平成30年度財政援助団体等監査<ul style="list-style-type: none">指摘に対する措置 2件意見に対する措置 2件3. 平成30年度行政監査<ul style="list-style-type: none">指摘に対する措置 17件4. 平成30年度包括外部監査<ul style="list-style-type: none">指摘に対する措置 2件

平成30年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
1	教育	大村城南高等学校	公用車について、法定点検整備が実施されていない。	法定点検整備は、「点検を受けるほうが望ましい」というような誤った認識を持っていたことが原因です。 事務室及び関係職員全員が、法定点検整備の必要性について、法令・通知等をもとに共通認識を持ち、個人でなく組織で仕事をする意識を持つとともに、所有する公用車ごとの点検時期について一覧表を作成し、職員間で定期的に点検の実施状況を共有することを確認しました。
2	教育	大村城南高等学校	運行開始前等に日常点検を実施する必要がある公用車について、必要な日常点検が行われていない。	公用車の日常点検の必要性について認識していなかったことが原因です。 事務室及び関係職員全員で、通知及び「自動車の日常点検マニュアル」をもとに共通認識を持ち、全車両に「自動車の日常点検チェックリスト」を備え付け、車を運行する前には必ず点検しなければならないこと、特に長距離走行や高速道路走行の出発前には念入りに点検すること、契約している給油スタンドで公用車の利用頻度に応じた点検を依頼することについて確認しました。
3	教育	鶴南特別支援学校	特別支援学校教育就学奨励費に係るタブレット周辺機器の購入において、施行何を作成していない。	今回指摘を受けた件については、保護者からの委任を受けて発注するものであり、県費で購入する場合と同様に処理することを失念していたことが原因です。 事務室職員全員で、今回の指摘内容の原因について共通理解を図り、財務規則等を用いて校内研修を行いました。今後は施行何から支出処理まで財務規則に即して適正に処理されているか、職員全員が書類の内容を確認しながら、事務処理を進めてまいります。
4	教育	北松西高等学校	消防用設備等点検業務委託において、屋内消火栓設備及び防排煙制御設備が不良との点検結果報告があったにもかかわらず、対応がなされていない。	消防用設備等点検委託業者の報告では、屋内消火栓設備は消火栓試験時に使用するもので、実際の消火活動に問題はないとのことであったため、簡易な応急処置だけで済ませていました。また、防排煙制御設備不良については、島内に対応できる業者はなく、離島でもあり移動にも多額の経費がかかることから、点検及び参考見積作成に対応できる業者が容易に見つからず、さらに、事務室内で不良箇所について、情報共有できていなかったことが原因です。 防排煙制御設備については、平成30年度中に改修を実施しました。屋内消火栓設備は、改修経費が100万円を超える規模で、水周りの工事を伴うため、令和元年度の夏休み中の工事となる見込みです。 今後は、不良等の箇所については、県教委へ報告するとともに、予算令達後は、速やかに業者を決定し改修を実施するなど、早急な対応を行ってまいります。

平成30年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
5	教育	希望が丘高等特別支援学校	<p>自家用電気工作物保安管理業務委託において、予定額及び予定価格の積算単価が改定されているにもかかわらず、前回施行伺時の単価をそのまま採用している。</p>	<p>担当者が直近の単価を確認することもなく前回施行伺を作成した時の単価をそのまま算定根拠とし、さらに、事務室内のチェック機能も働いていなかったことが原因です。</p> <p>今回の指摘事項となった原因について、共通理解を図り、積算等の根拠となる事項についても事務室職員全員で確認するようにしました。</p> <p>また、書類作成時は、その内容を確認しやすいように、根拠となる財務規則及び入札・契約マニュアル、通知を具体的に示すこととしました。</p>
6	教育	島原農業高等学校	<p>購入実績(消耗品等出納簿記載)があるものの毒物・劇物管理簿に記載がないものがある。</p> <p>また、毒物・劇物については学期毎に点検することとなっているが、管理簿に点検・確認記録が残されていない。</p>	<p>消耗品等出納簿は事務室担当職員が作成し、毒物・劇物薬品管理簿は各教科・部門の担当職員が作成していますが、毒物・劇物薬品を購入した際、職員相互の確認が十分になされていませんでした。</p> <p>また、定期検査については、管理責任者の理解及び認識が不足していたため、使用時の確認は行っていたものの、学期毎の点検を失念していました。</p> <p>指摘を受け、年度当初の職員会議(4月4日)・農務会議(4月10日)で全職員に、今回の指摘事項について説明し、平成27年度高校教育課通知の共通理解の徹底を図り、厳正な薬品の適正管理方法や体制について確認しました。今後も年度当初の確認により再発防止に努めてまいります。</p>
7	教育	大村城南高等学校	<p>公用車の運転について、公用車等運転確認簿による所属長等の確認が行われていない。</p>	<p>公用車等運転確認簿についての認識がなかったことが原因です。事務室及び関係職員全員で、通知をもとに共通認識を持ち、全車両に公用車等運転確認簿を備え付け、所属長等の確認を行うなど、安全運転に努めることを確認しました。</p>
8	教育	小浜高等学校	<p>飲料水冷却器の処分において、新たに飲料水冷却器を購入した業者にフロン回収破壊処理及び産業廃棄物処理をさせている。</p> <p>また、フロンを含む処分費を新規購入費に含めて、備品購入費で支出している。</p>	<p>飲料水冷却機を購入する際に、衣類乾燥機も一緒に購入しましたが、その際に既存の衣類乾燥機とともに既存の飲料水冷却機も家電リサイクルで処分できると判断したことが原因です。</p> <p>県有物品の処分に当たっては、事務室内で関係法令等を参照し、フロンを含む産業廃棄物物品の適正な処分方法について再確認を行いました。</p>
9	教育	小浜高等学校	<p>毒劇物の学期ごとの定期検査が行われていない。また、劇物で使用されていない物が数多く存在し、使用の見込みがないまま保管されている。</p>	<p>毒物・劇物危害防止対策点検表による学期毎の点検は行っていますが、薬品の受払については、使用する毎に記載することで十分と思いつき、学期毎の点検を行わなければならないとの認識がありませんでした。</p> <p>また、学校全体としてのチェック機能が十分機能していませんでした。今回の監査結果の一因と考えます。</p> <p>指摘を受けて、改めて毒物・劇物等薬品の保管・管理の徹底について、通知等を用いて校内研修を行い、理科教員、事務室を含め、法令や通知等に則り、学校全体で適正な管理業務を行えるような体制作りを行いました。</p> <p>なお、今後理科の授業等で使用しない薬品については、計画的な処分を行う予定としております。</p>

平成30年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
10	教育	諫早特別支援学校	<p>不用決定した物品について、法人の所有する施設内に残置しており、処分方法を早急に検討すべきである。</p>	<p>平成29年度末の分教室閉教室に伴うエアコン・金庫等、重量物の処分方法について、当該物品は施設の固定物や重量物であり本校への移設は困難であり、施設を所有する法人との協議の中で、施設が老朽化しており今後使用する予定がないため、残置してもかまわないとの回答を得ていました。出納局との協議で、「譲与」でなければ「残置」という方法があるとの回答を得たため、物品の払出方法を「その他(残置)」としました。</p> <p>「残置」という処分方法では、本校と法人との間で残置物品の権利義務関係があいまいとなるとの監査の指摘を受け、今後、残置物品の所有権等に関して、書面により相手方との覚書を取り交わすこととしました。</p>

平成30年度 普通会計定期監査(後期)結果(意見)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	課(室)名	監査の結果	講じた措置
1	教育	教育環境整備課	<p>○県有施設・設備等の維持管理について</p> <p>本年度前期・後期の監査の結果、施設・設備の保守点検に係る業務委託において、消防用設備やダムの電源設備や観測装置の故障や不調が報告されているのにもかかわらず、修繕等の対応がなされていない事例が散見された。特に、近年、記録的な集中豪雨やそれに伴う自然災害が頻発しており、県民の生命・財産を守る施設・設備については速やかに対処することが必要である。</p> <p>修繕等には多額の費用を要するものもあり、経済性・効率性・有効性を踏まえた計画的な修繕・整備を行い、適切な維持管理を行うべきである。</p>	<p>施設・設備の点検結果において、不良箇所があった場合の修繕にかかる予算要求に対しては、優先的に予算措置を行っているところであります。</p> <p>平成31年3月18日付けで監査結果の内容とともに適切な事務処理について通知したところですが、年度初めに開催された校長会、事務長会において、適切な対応を行うよう周知徹底を図りました。</p> <p>今後も、安心安全な学校設備整備等の適正な管理に努めてまいります。</p>
2	教育	教育環境整備課	<p>○予定価格が3万円を超えない物品購入について</p> <p>物品の購入については、長崎県財務規則第106条(見積書の徴取等)第1項の規定で2者以上の見積書を徴取する必要があるが、その予定価格が3万円を超えないものにあつては同条第3項の規定により見積書の徴取を省略し、1者へ発注できることとされている。</p> <p>今回、物品購入伺簿を確認したところ、一部の所属において3万円を若干下回る予定価格で、同一日若しくは近接した日に、同一業者へ発注している事例が目立った。安易に1者発注を行うことは、競争性・透明性を損なうおそれがある。</p> <p>については、調達物品の購入数量・時期を適切に把握し、計画的な発注に努めることや、反復的に調達が必要となる物品については、単価契約を行うなど各所属における工夫を促すとともに、経済性・効率性の観点からも物品調達に係る内部チェックの強化に努めるよう指導の徹底を図るべきである。</p>	<p>今回の監査結果を受け、平成31年3月18日付け通知や年度初めに開催された校長会・事務長会において、監査結果の内容とともに、競争原理を発揮するため、計画的な発注を行うよう周知徹底を図りました。</p> <p>今後も適正な事務処理に努めてまいります。</p>

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:教育庁 教育環境整備課		
【公益財団法人 長崎県育英会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 奨学金返還に係る滞納について</p> <p>当法人は、奨学金返還に係る滞納については、延滞初期での振替不能通知送付、督促、東京簡易裁判所所管の督促手続オンラインシステムの活用、債権回収会社への委託、延滞金徴収等の予告など様々な方法により回収に取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、近年滞納額が増える傾向にあり、当年度末の滞納額は166,044千円となっていることから、新たな滞納の発生防止に努めるとともに、引き続き滞納の解消に取り組むこと。</p>	<p>新たな滞納者の発生の防止のためには、返還の大切さや意識づけが重要と考えます。</p> <p>今後とも滞納者に対しては、通知の送付、訪問督促、債権回収会社の活用、法的措置等、様々な方法により、引き続き粘り強く回収に取り組むとともに、滞納を未然に防止するためにも、貸与開始時や終了時などの機会ごとに、引き続き学校を通じて、奨学生に対する指導(返還の大切さ、意識づけ)を行ってまいります。</p>
意 見(団体)	<p>(1) 経営状況について</p> <p>当年度の正味財産増減計算書では、一般正味財産増減の部において、経常増減額が8,297千円の赤字で、一般正味財産増減額も同額の赤字となっており、前年度に比べ8,012千円赤字額が増えている。</p> <p>当法人の一般正味財産の当期末の残高は37,980千円であるが、このままの状況が続くと数年で費消してしまうおそれがあるため、資産の運用方法等について検討し、安定した財源の確保を図るべきである。</p>	<p>当会の運営費は、県補助金と特定資産(貸与金留保分)からの利息収入を財源としているため、利息収入を安定的に確保できるよう、資産の運用方法について検討を行い、債券の信用格付けについて、理事会(平成31年2月5日)で資金運用規程を見直しました。</p> <p>今後は、運用する資産が満期を迎えた際は、より安定的に財源が確保できるよう再投資を行ってまいります。</p>

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:教育庁 生涯学習課		
【西彼青年の家施設運営協会】		
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について(長崎県立西彼青年の家)</p> <p>当法人は、県・市の広報誌への掲載、フェイスブックの開設など広報・PR活動を行なっている。</p> <p>また、ダイレクトメール送付によるリピーター確保や地域に出向き出前講座を行うなど、利用促進にも努めている。</p> <p>しかしながら、当年度の施設の利用者数は、少子化の影響などにより、目標利用者数を達成することができず、前年度と比べても減少している。</p> <p>今後とも、PR活動やモニタリングを継続し、利用者のニーズにあった施設の利用促進に努めるべきである。</p>	<p>地元市教育委員会や学校に対して、主催事業等のチラシ配付や説明による広報活動を行い、また、ホームページの充実や県・市の広報誌だけではなく、民間の情報誌等を活用したPR活動に努めています。</p> <p>今後とも、関係施設や体験活動団体、スポーツ活動団体、地元市との連携を図り、利用者のニーズに合った事業展開に取り組んでまいります。</p>

平成30年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:教育庁 体育保健課		
【長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社】		
指摘事項(主務課)	<p>(1) 施設利用者数の目標値設定について 長崎県立総合体育館、長崎県営野球場及び長崎県小江原射撃場の3施設に係る利用者数の目標値設定に関して、指定管理者と意思疎通を図っていなかったため、県所管課と指定管理者とで別々の目標値を設定している(3施設合計の目標値:県所管課501,310人、指定管理者440,000人)。 目標値の設定に当たっては、事前に指定管理者と調整・協議を行うこと。</p>	<p>今後は、指定管理者と調整・協議を行ったうえで、共通の目標値を設定します。</p>

平成30年度行政監査監査結果に係る措置

【指摘】

監査の結果	講じた措置
<p>所属名：(島原農業高等学校、諫早農業高等学校、北松農業高等学校、西彼農業高等学校、鹿町工業高等学校、大村城南高等学校)</p>	
<p>第3-2-(2) 法定点検等の実施漏れについて</p>	
<p>法定点検等の実施状況について、監査対象公用車の630台を対象に確認したところ、平成29年度に県において法定点検等を行う必要のあった公用車は373台あったが、実際に適切に法定点検等を行っていたのは307台であり、22所属において、66台の実施漏れがあった。これについて実施漏れのある車両の台数を実施必要車両の台数で割った実施漏れ率を算出すると、17.7%であった。</p>	<p>車検は行っていたが、法定点検整備は、「点検を受けるほうが望ましい」というような誤った認識を持っていたことが原因です。 職員全員が、法定点検整備の必要性について、法令・通知等をもとに共通認識を持ち、点検時期についても適正に実施していくことを確認しました。</p>
<p>所属名：(生涯学習課)</p>	
<p>第3-2-(2) 法定点検等の実施漏れについて</p>	
<p>貸付先において法定点検等を行う必要のあった車両は28台であったが、実際に適切に法定点検等を行っていたのは10台で、5所属において、18台の実施漏れがあり、実施漏れ率は64.3%と高率となっていた。</p>	<p>青少年教育施設の指定管理者に対して、法定点検や日常点検の実施の徹底について文書を発出しました。 平成30年12月に法定点検を実施しております。今後は道路運送車両法に基づく定期点検を半年毎に設定し、年2回の実施を徹底いたします。</p>

平成30年度行政監査監査結果に係る措置

【指摘】

監査の結果	講じた措置
所属名:(体育保健課、長崎図書館、島原農業高等学校)	
第3-3-(1) 一者随意契約について	
<p>契約の目的・性質により相手方が特定される場合等の理由があるものについては見積り合わせを省略する(以下「一者随意契約」という。)ことができるため、所属によっては次のような理由により一者随意契約を行っていた。すなわち、「業者から見積書を徴取するためには、車両を預け、整備工場で専用工具や検査機器類を使用して検査を行いながら修理や部品交換が必要な箇所を抽出させることとなり、この作業そのものが点検整備の行程の一部となる。したがって、業者から見積書を徴することは点検業務の一部を請け負わせる行為を伴うため、複数見積りを行うことは不相当であり、見積書を徴した業者への一者随意契約とならざるを得ない。」とするものである。しかし、法定点検、車検等の委託契約において、複数の者から見積書を徴取している所属もあることから、上記の理由は根拠に欠けているため妥当ではない。そこで、本来見積り合わせをすべきであったと認められる契約を集計すると、89件、9,943,835円となる。</p>	<p>【体育保健課】 今後は、二者以上から見積書を徴取することとします。</p> <p>【長崎図書館、島原農業高等学校】 公用車は市町立図書館への図書等の運搬・巡回業務や授業等で使用しており、巡回業務や授業等に支障が生じないように、短期間での点検・修理等が可能な業者と一者随意契約を行っていました。 今後は、点検・修理等を短期間で行うことが可能な業者の選定を行い、複数の者から見積書を徴取することとします。</p>

平成30年度行政監査監査結果に係る措置

【指摘】

監査の結果	講じた措置
所属名：(島原農業高等学校、諫早農業高等学校、北松農業高等学校)	
第3-3-(3) 契約の履行について	
<p>車検等を委託する場合において、委託業務の主目的は言うまでもなく車検証の交付であることから、車検等の履行確認が適切かつ確実に実施されているか確認したところ、平成29年度に車検等を実施した301台の公用車のうち、33.6%に当たる25所属の101台において、車検証が交付される前に履行確認を行っていた。</p>	<p>納車後直ちに業務で使用することから、保安基準適合標章が貼られた車両の確認を履行確認と誤認識していたことが原因です。 年度当初に、事務室職員全員で今回の指摘事項となった原因について、共通理解を図りました。また、道路運送車両法、財務規則及び入札・契約事務マニュアルを教材にし、校内研修を実施しました。</p>

平成30年度行政監査監査結果に係る措置

【指摘】

監査の結果	講じた措置
所属名:(大村城南高等学校)	
第3-4-(1) 公用車等運転確認簿による所属長等の確認について	
<p>「交通法規の遵守について」によれば、交通法規の遵守等のため公用車を運転する場合には、公用車等運転確認簿に、免許証の有効期限、アルコールチェック、健康状態等を記録し、原則として所属長が確認することとされている。しかし、公用車等運転確認簿による所属確認が、全く行われていないものが1所属で見受けられた。</p>	<p>事務室及び関係職員全員で、通知をもとに共通認識を持ち、全車両に公用車等運転確認簿を備え付け、所属長等の確認を行うなど、安全運転に努めることを確認しました。</p>

平成30年度行政監査監査結果に係る措置

【指摘】

監査の結果	講じた措置
所属名：(生涯学習課、新幹線文化財調査事務所、大村城南高等学校)	
第3-4-(2) 適切な日常点検の実施について	
<p>これまでに日常点検を実施したことがなかったり、日常点検を実施したとしているが点検の記録がなかったりしている公用車が8所属で28台見受けられた。</p>	<p>【生涯学習課】 青少年教育施設の指定管理者に対して、法定点検や日常点検の実施の徹底について文書を発出しました。この文書において、これまでの運行日誌の様式を改正し、車の日常点検の項目を追加して、運行前の点検、記録を徹底し、乗車するよう通知しています。</p> <p>【新幹線文化財調査事務所】 平成30年度から公用車は保有していませんが、平成29年度に日常点検が必要であるにも関わらず行なっていなかった事は、所属長はじめ関係職員の制度に対する認識不足が原因であるため、点検整備制度や点検マニュアルの再確認を行い、日常点検の意識付けの強化に努めました。</p> <p>【大村城南高等学校】 公用車の日常点検の必要性について認識していなかったことが原因です。 事務室及び関係職員全員で、通知及び「自動車の日常点検マニュアル」をもとに共通認識を持ち、全車両に「自動車の日常点検チェックリスト」を備え付け、車を運行する前には必ず点検しなければならないこと、特に長距離走行や高速道路走行の出発前には念入りに点検すること、契約している給油スタンドで公用車の利用頻度に応じた点検を依頼することについて確認しました。</p>

平成30年度包括外部監査結果に係る措置に関する調査

III 包括外部監査の結果報告・各論

所管	項目	措置状況
教職員課	<p>債権①の「発生年月日」欄には「平成21年6月1日」と記載され、債権①、債権②の「発生原因」欄には、いずれも「多重債務者であり、民事再生法の個人再生手続を行ったため」と記載されている。また、「債権の管理に関する事項」欄には、債権①、債権②をいずれも同一の別紙（経緯書）で整理しているものの、平成25年4月27日付で取り付けた債務承認書に関する記載がされていない。</p> <p>「債権の管理について」第2・8・オの規定によれば、債権管理簿の「発生年月日」欄には「債権が発生した日又は県に帰属した日を記載するもの」とされており、「発生原因」欄には「債権が発生し又は県に帰属した原因についてその経過が分かる程度に要点を記載すること」とされており、「債権の管理に関する事項」及び「備考」欄には、「強制執行等に関する事項、徴収停止又は履行延期に関する事項その他債権の管理上必要な事項を記載するもの」とされている。</p> <p>また、債権管理規程5条2項、及び、「債権の管理について」第2・8・カによれば、「債権の管理に関する事項又は備考の欄に記載してある事項に変更があったとき」や、「債務者から債務証書の提出があったとき」は、「そのつど遅滞なくこれらの内容を記載しなければならない」。</p> <p>債権①は、債務者が懲戒免職処分を受けたことで発生するに至っているため、債権発生日は処分日（平成20年10月30日）である（公債権との見解に立った場合には、債権発生日は給与支給日である平成20年10月21日と考えられる）。</p> <p>また、債権①、債権②は、懲戒免職処分を受けたことで発生したものであり、債務者が多重債務であることや個人再生手続を行ったことは、債権発生原因とは何ら関係がない。</p> <p>したがって、債権①、債権②のいずれについても、債権管理簿が正しく記載されておらず、「発生年月日」欄、「発生原因」欄を、いずれも正しく記載すべきである。</p> <p>債務承認書は、時効中断事由として時効期間の起算点となるものであり、債権管理簿に記載すべき「債務者から債務証書の提出があったとき」に該当するため、債権管理規程上も記載が義務付けられている。</p> <p>したがって、債務承認書の提出を受けた事実、同承認書の作成日などは、債権管理簿の「債権管理に関する事項」として記載すべきである。（指摘事項）</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成31年3月、債権管理簿の記載誤り等については、直ちに修正、追記を行いました。今後は、ご指摘の点等に留意し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
教職員課	<p>債権①、債権②は、債権管理簿が別個に作成されており、同一債務者に対する別個の債権として取り扱っている。</p> <p>しかしながら、前述のとおり、債権①、債権②は、いずれも懲戒免職処分によって発生した10月分の過払い給与という同一の債権であり、債権②は、あくまで、減額調整時の計算間違いによる不足額に過ぎない。</p> <p>債権①の債権管理簿とは別に債権②の債権管理簿を作成すべきではなく、債権①の債権管理簿の債権額を訂正し、訂正の理由（計算間違い）を記載するなどして正しい内容に改めるべきである。（指摘事項）</p>	<p>(措置済)</p> <p>平成31年3月、個別に管理していた債権管理簿について統合し、同一の債権として取り扱うよう記載内容についても改めました。今後は、ご指摘の点等に留意し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

報 告 事 項 (2)

高 校 教 育 課

件 名	平成31年3月卒業生の大学入試結果について																																																																																						
概 要	1 要 点																																																																																						
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全日制の普通科、理数科及び国際科の国公立大学合格率は、昨年から1.2ポイントの減。 ・ 全日制課程の国公立大学合格率は、昨年から0.1ポイントの減。 ・ 全課程の国公立大学合格率は、昨年から0.2ポイントの減。 																																																																																						
	2 合格者数及び卒業生数に対する合格率																																																																																						
	(1) 全日制																																																																																						
	<合格者数> (単位：人)																																																																																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">H27.3</th> <th style="width: 10%;">H28.3</th> <th style="width: 10%;">H29.3</th> <th style="width: 10%;">H30.3</th> <th style="width: 10%;">H31.3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">普通科 理数科 国際科</td> <td>国立大</td> <td>1,531</td> <td>1,520</td> <td>1,474</td> <td>1,486</td> <td>1,449</td> </tr> <tr> <td>公立大</td> <td>572</td> <td>592</td> <td>566</td> <td>544</td> <td>507</td> </tr> <tr> <td>国公立大</td> <td>2,103</td> <td>2,112</td> <td>2,040</td> <td>2,030</td> <td>1,956</td> </tr> <tr> <td>私立大</td> <td>2,926</td> <td>2,878</td> <td>3,046</td> <td>2,880</td> <td>3,039</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">専門学科 総合学科</td> <td>国立大</td> <td>29</td> <td>54</td> <td>49</td> <td>41</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>公立大</td> <td>57</td> <td>41</td> <td>40</td> <td>35</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>国公立大</td> <td>86</td> <td>95</td> <td>89</td> <td>76</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>私立大</td> <td>278</td> <td>323</td> <td>345</td> <td>347</td> <td>306</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">全 体</td> <td>国立大</td> <td>1,560</td> <td>1,574</td> <td>1,523</td> <td>1,527</td> <td>1,499</td> </tr> <tr> <td>公立大</td> <td>629</td> <td>633</td> <td>606</td> <td>579</td> <td>547</td> </tr> <tr> <td>国公立大</td> <td>2,189</td> <td>2,207</td> <td>2,129</td> <td>2,106</td> <td>2,046</td> </tr> <tr> <td>私立大</td> <td>3,204</td> <td>3,201</td> <td>3,391</td> <td>3,227</td> <td>3,345</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	普通科 理数科 国際科	国立大	1,531	1,520	1,474	1,486	1,449	公立大	572	592	566	544	507	国公立大	2,103	2,112	2,040	2,030	1,956	私立大	2,926	2,878	3,046	2,880	3,039	専門学科 総合学科	国立大	29	54	49	41	50	公立大	57	41	40	35	40	国公立大	86	95	89	76	90	私立大	278	323	345	347	306	全 体	国立大	1,560	1,574	1,523	1,527	1,499	公立大	629	633	606	579	547	国公立大	2,189	2,207	2,129	2,106	2,046	私立大	3,204	3,201	3,391	3,227	3,345
	区 分	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3																																																																																	
	普通科 理数科 国際科	国立大	1,531	1,520	1,474	1,486	1,449																																																																																
		公立大	572	592	566	544	507																																																																																
		国公立大	2,103	2,112	2,040	2,030	1,956																																																																																
私立大		2,926	2,878	3,046	2,880	3,039																																																																																	
専門学科 総合学科	国立大	29	54	49	41	50																																																																																	
	公立大	57	41	40	35	40																																																																																	
	国公立大	86	95	89	76	90																																																																																	
	私立大	278	323	345	347	306																																																																																	
全 体	国立大	1,560	1,574	1,523	1,527	1,499																																																																																	
	公立大	629	633	606	579	547																																																																																	
	国公立大	2,189	2,207	2,129	2,106	2,046																																																																																	
	私立大	3,204	3,201	3,391	3,227	3,345																																																																																	
<卒業生数に対する合格率> (合格者数/卒業生数)																																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">H27.3</th> <th style="width: 10%;">H28.3</th> <th style="width: 10%;">H29.3</th> <th style="width: 10%;">H30.3</th> <th style="width: 10%;">H31.3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">普通科 理数科 国際科</td> <td>国立大</td> <td>32.1%</td> <td>32.6%</td> <td>32.0%</td> <td>32.9%</td> <td>32.4%</td> </tr> <tr> <td>公立大</td> <td>12.0%</td> <td>12.7%</td> <td>12.3%</td> <td>12.0%</td> <td>11.3%</td> </tr> <tr> <td>国公立大</td> <td>44.1%</td> <td>45.3%</td> <td>44.2%</td> <td>45.0%</td> <td>43.8%</td> </tr> <tr> <td>私立大</td> <td>61.4%</td> <td>61.8%</td> <td>66.1%</td> <td>63.8%</td> <td>68.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">専門学科 総合学科</td> <td>国立大</td> <td>0.7%</td> <td>1.3%</td> <td>1.2%</td> <td>1.0%</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>公立大</td> <td>1.4%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>0.9%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>国公立大</td> <td>2.0%</td> <td>2.3%</td> <td>2.1%</td> <td>1.9%</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>私立大</td> <td>6.6%</td> <td>7.9%</td> <td>8.3%</td> <td>8.6%</td> <td>8.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">全 体</td> <td>国立大</td> <td>17.4%</td> <td>18.0%</td> <td>17.3%</td> <td>17.9%</td> <td>18.1%</td> </tr> <tr> <td>公立大</td> <td>7.0%</td> <td>7.2%</td> <td>6.9%</td> <td>6.8%</td> <td>6.6%</td> </tr> <tr> <td>国公立大</td> <td>24.4%</td> <td>25.2%</td> <td>24.2%</td> <td>24.7%</td> <td>24.6%</td> </tr> <tr> <td>私立大</td> <td>35.7%</td> <td>36.6%</td> <td>38.6%</td> <td>37.8%</td> <td>40.3%</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	普通科 理数科 国際科	国立大	32.1%	32.6%	32.0%	32.9%	32.4%	公立大	12.0%	12.7%	12.3%	12.0%	11.3%	国公立大	44.1%	45.3%	44.2%	45.0%	43.8%	私立大	61.4%	61.8%	66.1%	63.8%	68.0%	専門学科 総合学科	国立大	0.7%	1.3%	1.2%	1.0%	1.3%	公立大	1.4%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	国公立大	2.0%	2.3%	2.1%	1.9%	2.3%	私立大	6.6%	7.9%	8.3%	8.6%	8.0%	全 体	国立大	17.4%	18.0%	17.3%	17.9%	18.1%	公立大	7.0%	7.2%	6.9%	6.8%	6.6%	国公立大	24.4%	25.2%	24.2%	24.7%	24.6%	私立大	35.7%	36.6%	38.6%	37.8%	40.3%	
区 分	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3																																																																																		
普通科 理数科 国際科	国立大	32.1%	32.6%	32.0%	32.9%	32.4%																																																																																	
	公立大	12.0%	12.7%	12.3%	12.0%	11.3%																																																																																	
	国公立大	44.1%	45.3%	44.2%	45.0%	43.8%																																																																																	
	私立大	61.4%	61.8%	66.1%	63.8%	68.0%																																																																																	
専門学科 総合学科	国立大	0.7%	1.3%	1.2%	1.0%	1.3%																																																																																	
	公立大	1.4%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%																																																																																	
	国公立大	2.0%	2.3%	2.1%	1.9%	2.3%																																																																																	
	私立大	6.6%	7.9%	8.3%	8.6%	8.0%																																																																																	
全 体	国立大	17.4%	18.0%	17.3%	17.9%	18.1%																																																																																	
	公立大	7.0%	7.2%	6.9%	6.8%	6.6%																																																																																	
	国公立大	24.4%	25.2%	24.2%	24.7%	24.6%																																																																																	
	私立大	35.7%	36.6%	38.6%	37.8%	40.3%																																																																																	
(対前年比) △1.2																																																																																							
(対前年比) △0.1																																																																																							
<卒業生数>																																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 10%;">H27.3</th> <th style="width: 10%;">H28.3</th> <th style="width: 10%;">H29.3</th> <th style="width: 10%;">H30.3</th> <th style="width: 10%;">H31.3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通・理数・国際科</td> <td>4,765</td> <td>4,658</td> <td>4,611</td> <td>4,516</td> <td>4,470</td> </tr> <tr> <td>専門・総合学科</td> <td>4,206</td> <td>4,089</td> <td>4,169</td> <td>4,022</td> <td>3,834</td> </tr> <tr> <td>全 体</td> <td>8,971</td> <td>8,747</td> <td>8,780</td> <td>8,538</td> <td>8,304</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3	普通・理数・国際科	4,765	4,658	4,611	4,516	4,470	専門・総合学科	4,206	4,089	4,169	4,022	3,834	全 体	8,971	8,747	8,780	8,538	8,304																																																										
区 分	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3																																																																																		
普通・理数・国際科	4,765	4,658	4,611	4,516	4,470																																																																																		
専門・総合学科	4,206	4,089	4,169	4,022	3,834																																																																																		
全 体	8,971	8,747	8,780	8,538	8,304																																																																																		

(2) 定時制及び通信制

<合格者数>

(単位：人)

区 分		H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3
普通科	国立大	4	2	0	2	0
	公立大	1	1	3	3	1
	国公立大	5	3	3	5	1
	私立大	28	31	21	27	27
専門学科	国立大	0	0	0	2	1
	公立大	0	0	0	0	0
	国公立大	0	0	0	2	1
	私立大	2	0	2	2	5
全 体	国立大	4	2	0	4	1
	公立大	1	1	3	3	1
	国公立大	5	3	3	7	2
	私立大	30	31	23	29	32

<卒業生数に対する合格率>

(合格者数/卒業生数)

区 分		H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3
普通科	国立大	1.0%	0.5%	0.0%	0.6%	0.0%
	公立大	0.3%	0.3%	0.8%	0.9%	0.3%
	国公立大	1.3%	0.8%	0.8%	1.4%	0.3%
	私立大	7.2%	8.3%	5.6%	7.7%	7.1%
専門学科	国立大	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%	2.7%
	公立大	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	国公立大	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%	2.7%
	私立大	4.4%	0.0%	5.7%	4.5%	13.5%
全 体	国立大	0.9%	0.5%	0.0%	1.0%	0.2%
	公立大	0.2%	0.2%	0.7%	0.8%	0.2%
	国公立大	1.2%	0.7%	0.7%	1.8%	0.5%
	私立大	6.9%	7.3%	5.6%	7.3%	7.7%

<卒業生数>

区 分	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3
普通科	387	373	373	351	381
専門学科	45	51	35	44	37
全 体	432	424	408	395	418

(3) 全課程

<合格者数>

(単位：人)

区 分		H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3
普通科 理数科 国際科	国立大	1,535	1,522	1,474	1,488	1,449
	公立大	573	593	569	547	508
	国公立大	2,108	2,115	2,043	2,035	1,957
	私立大	2,954	2,909	3,067	2,907	3,066
専門学科 総合学科	国立大	29	54	49	43	51
	公立大	57	41	40	35	40
	国公立大	86	95	89	78	91
	私立大	280	323	347	349	311
全 体	国立大	1,564	1,576	1,523	1,531	1,500
	公立大	630	634	609	582	548
	国公立大	2,194	2,210	2,132	2,113	2,048
	私立大	3,234	3,232	3,414	3,256	3,377

<卒業生数に対する合格率>

(合格者数/卒業生数)

区 分		H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3
普通科 理数科 国際科	国立大	29.8%	30.3%	29.6%	30.6%	29.9%
	公立大	11.1%	11.8%	11.4%	11.2%	10.5%
	国公立大	40.9%	42.0%	41.0%	41.8%	40.3%
	私立大	57.3%	57.8%	61.5%	59.7%	63.2%
専門学科 総合学科	国立大	0.7%	1.3%	1.2%	1.1%	1.3%
	公立大	1.3%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%
	国公立大	2.0%	2.3%	2.1%	1.9%	2.4%
	私立大	6.6%	7.8%	8.3%	8.6%	8.0%
全 体	国立大	16.6%	17.2%	16.6%	17.1%	17.2%
	公立大	6.7%	6.9%	6.6%	6.5%	6.3%
	国公立大	23.3%	24.1%	23.2%	23.7%	23.5%
	私立大	34.4%	35.2%	37.2%	36.4%	38.7%

(対前年比)
△0.2

<卒業生数>

区 分	H27.3	H28.3	H29.3	H30.3	H31.3
普通・理数・国際科	5,152	5,031	4,984	4,867	4,851
専門・総合学科	4,251	4,140	4,204	4,066	3,871
全 体	9,403	9,171	9,188	8,933	8,722

【備考】

「卒業生数」は、高校教育課調査による速報値

報 告 事 項 (3)

高 校 教 育 課

件 名	<p style="text-align: center;">高校生の活躍について</p>
概 要	<p>1 大会名 ジュニア農芸化学会2019 (主催:公益社団法人 日本農芸化学会)</p> <p>2 大会概要 日 時:平成31(2019)年3月25日(月) 会 場:東京農業大学 世田谷キャンパス 発表題目:「柑橘類の廃棄物による椎茸菌床栽培法」 出 場 数:75チーム(長崎県内からは諫早農業のみ参加)</p> <p>3 成 績 金賞(全国1位) <u>※ 金賞は最も優秀と認められる1校のみに授与</u> 諫早農業高校 食品科学科2年生グループ6名</p> <p>4 内 容 等 本大会は、将来のバイオ科学とバイオ技術の発展を期して、日本農芸化学会の場において、高校生が化学・生物・環境・生命科学分野で大学教員や研究者の前で研究成果を発表する全国的コンクールである。 諫早農業高校食品科学部は、柑橘類加工品(ジュース・缶詰)の製造工程で発生する果皮やじょうのう(薄皮)などの産業廃棄物を椎茸栽培に活用するという研究活動に取り組み、試行錯誤の結果、椎茸の成長スピードを1.5倍に向上させることに成功し、その成果をまとめた発表が最高位の評価を受けた。</p>

報 告 事 項 (4)

高校教育課

件 名	令和2年度長崎県公立学校教員採用選考試験について				
概 要	1 採用予定者数 (選考を行う校種・職及び教科・科目等)				
	校種・職	2年度 採用予 定者数	31年度 採用予 定者数	教科・科目等別採用予定者数	
	小 学 校 教 諭	220	220	一般受験 (216) 離島枠 (4)	
	中 学 校 教 諭	80	70	国語 (8)、社会 (11)、数学 (11)、 理科 (10)、音楽 (5)、美術 (2)、 保健体育 (15)、技術 (2)、家庭 (3)、 英語 (13)	
	高 等 学 校 教 諭	50	50	国語 (7)、 地理歴史 [世界史 (1)・日本史 (1)・ 地理 (2)]、 数学 (7)、 理科 [物理 (2)・化学 (3)・生物 (4)]、 保健体育 (4)、 芸術 [音楽 (1)・美術 (1)]、 英語 (7)、 家庭 (3)、 工業 [機械 (1)・電気 (2)・建築 (1)・ 土木 (1)]、 商業 (1)、 看護 (1)	
	特 別 支 援 学 校 教 諭	45	50	小学部	(20)
				中学部 [国語・社会・数学・理科・ 音楽・美術・保健体育・ 技術・家庭・英語]	
				高等部 [国語・世界史・日本史・ 地理・数学・物理・化学・ 生物・保健体育・音楽・ 美術・英語・家庭]	(25)
	養 護 教 諭	25	30		
合 計	420	420			

- ※障害者特別採用選考（採用予定者数 20 名）は、一般選考とは分けて選考を行う。
※離島教育特別枠採用選考は、小学校教諭で採用から 10 年連続して離島同一市町に勤務できるものを要件としている。

2 出願手続き

(1) 出願方法

原則としてインターネットを利用した電子申請で出願すること。電子申請で出願できない場合は、郵送も可とする。

ただし、小学校本免申請者で、関東会場での受験を希望する者は、郵送で出願すること（関東会場受験希望者の電子申請は不可）。

(2) 出願期間

令和元年 5 月 13 日（月）午前 10 時～ 5 月 24 日（金）午後 5 時まで

※ 郵送の場合は 5 月 24 日（金）までの消印有効

ただし、小学校本免申請者で、関東会場での受験を希望する者は以下の期間とする（郵送のみ）。

令和元年 5 月 13 日（月）～ 9 月 13 日（金）消印有効

3 要項等交付開始日 令和元年 5 月 9 日（木）

長崎県教育庁高校教育課のホームページに掲載

※ 郵送も可（長崎県教育庁高校教育課への申込み）

4 試験日程

(1) 第 1 次試験

○実施日 令和元年 7 月 14 日（日）

○場 所 県立長崎西高等学校、県立長崎工業高等学校

(2) 第 2 次試験

○A 日程 実施日：令和元年 8 月 16 日（金）

場 所：県教育センター・県立大村城南高校

内 容：適性検査・小論文

実技適性試験（高等学校「看護」及び「養護教諭」
受験者のみ）

○B 日程 実施日：令和元年 8 月 25 日（日）～ 9 月 6 日（金）のうち、1
日を指定して実施する。

ただし、小学校、中学校の「技術」・「家庭」、高等学校
の「家庭」受験者は、実技適性試験実施のため 2 日間を
指定する。

場 所：県教育センター

大村市立大村中学校

内 容：個人面接・教壇における課題面接・実技適性試験

○C 日程 実施日：令和元年 11 月 17 日（日）

小学校本免申請者で、関東会場での受験を希望する者対

象

場 所：筑波大学東京キャンパス文京校舎

内 容：適性検査・小論文・個人面接・教壇における課題面接

5 採用候補者名簿登載及び内定通知

令和元年10月4日(金)頃の予定

ただし、小学校本免申請者で、関東会場での受験を希望する者については、令和元年12月13日(金)頃の予定。

6 平成31年度採用予定者数と過去6年間の2次合格者数(実績)

校種・職	年度	令和2 年度 (予定)	平成31 年度	平成30 年度	平成29 年度	平成28 年度	平成27 年度	平成26 年度
小学校教諭		220	226	235	184	140	121	68
中学校教諭		80	71	62	50	85	81	50
高等学校教諭		50	49	47	54	51	49	43
特別支援学校教諭		45	50	57	56	37	35	31
養護教諭		25	30	32	32	35	25	15
合 計		420	426	433	376	348	311	207
(実質競争倍率)		—	3.1倍	3.3倍	4.2倍	4.6倍	5.5倍	8.4倍

(実質競争倍率) = 受験者数 ÷ 2次合格者数

報 告 事 項 (5)

義務教育課・高校教育課

件 名 平成 30 年度体罰に係る実態把握調査結果（公立学校分）について

概 要

1 期間・内容

期間	内容
平成30年4月 1日 ～ 平成31年3月31日	平成30年度末に実施した教職員・児童生徒・保護者への調査のほか、教職員の申告や児童生徒・保護者の訴え等により体罰と認知し、教育委員会による懲戒処分・訓告等を行った事案及び校長による指導を行った事案

2 体罰により懲戒処分及び指導を受けた教職員数 (人)

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度
懲戒処分	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
訓告等	2	3	2	3	2	2	0	0	6	8
計…①	2	3	3	3	2	2	0	0	7	8
校長指導…②	12	8	10	9	8	7	1	0	31	24
当該教職員数 (上記①+②)	14	11	13	12	10	9	1	0	38	32
当該件数(件)	14	11	13	12	10	9	1	0	38	32

3 体罰を受けた児童生徒数 (人)

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度
体罰を受けた児童生徒数	32	12	17	13	24	13	1	0	74	38
うち負傷した児童生徒数	0	2	2	1	1	3	0	0	3	6

4 体罰の状況 (件)

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度
授 業 中	9	5	2	6	1	4	0	0	12	15
部 活 動 中	1	0	3	2	4	2	0	0	8	4
休み時間・放課後	1	5	5	3	2	1	0	0	8	9
そ の 他	3	1	3	1	3	2	1	0	10	4
計	14	11	13	12	10	9	1	0	38	32

5 体罰の態様 (件)

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度
素手で叩く	8	4	7	10	7	7	0	0	22	21
棒などで叩く	1	0	1	1	0	0	0	0	2	1
投げる・転倒させる	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1
叩く及び蹴る等	0	2	2	0	3	2	1	0	6	4
そ の 他	5	4	2	1	0	0	0	0	7	5
計	14	11	13	12	10	9	1	0	38	32

6 体罰把握のきっかけ (件)

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度
教職員の申告	4 (0)	3 (2)	7 (1)	4 (1)	1 (0)	7 (4)	0 (0)	0 (0)	12 (1)	14 (7)
児童生徒・保護者の訴え	10	7	5	5	8	2	1	0	24	14
そ の 他	0	1	1	3	1	0	0	0	2	4
計	14	11	13	12	10	9	1	0	38	32

※ 「教職員の申告」欄の()の中については、教職員の申告及び児童生徒・保護者の訴えによるもので、上の数字の内数

概要

7 主な事案の概要

No.	処分内容	校種	体罰時の状況及び体罰の態様	体罰を受けた児童・生徒の状況及び人数		当該教員数
				状況	人数	
懲戒処分	1 停職1月	中学校	<p>平成30年5月、自らが顧問をする男子バレーボール部の県内での練習試合において、部活動の指導と併せて、かねてから宿題の提出が滞りがちの被害生徒に対し、宿題指導をしていた際、被害生徒が宿題を終えたことを理由に、何度も試合に出してほしいと申し出たことに対して、宿題を終えたからといって簡単には試合に出せない旨の説諭をする中で、被害生徒の太ももから腰の辺りを4回足で蹴り、頭を手を持ったシューズで1回叩く体罰を行った。</p> <p>また、平成31年1月の放課後、学校の体育館において、同様に部活動の指導と併せて、同被害生徒に対して宿題指導をしていた際、宿題への取り組み方について説諭をする中で、被害生徒の頭を手を持ったシューズで1回叩く体罰を行った。</p>	傷害なし	1	1
合計1名(1件)						

No.	校種	体罰時の状況及び体罰の態様	体罰を受けた児童・生徒の状況及び人数		当該教員数
			状況	人数	
教委対応(訓告等)	1 小学校	<p>規則を破った児童9名に対し、生活指導をした後、児童の頭部をげんこつで叩く体罰を行い、続けて別の日にも、学習態度が悪いと判断した児童1名の頭部を叩く体罰を行った。</p> <p>併せて、頭部を叩いた児童も含め授業を受けず相談室に隠れた2名の児童に対して、大声を出す不適切な指導を行った。</p>	傷害なし	10	1
	2 中学校	<p>連日の生徒のいい加減な発言・態度に感情が高ぶり、授業後、別室に連れて行き、問いただしたが、反省が見られない発言などに立腹し、怒鳴ったり、頭や胸をつかんで壁に押し付けたりした。昼休みにも同様の行為に及んだ。</p>	傷害なし	1	1
	3 高等学校	<p>部活動において、道具の手入れや後片付けをしない等、自覚に欠けた行為があった時、平手で顔を叩いたり、胸や腹を突いたり、足のすねを蹴ったりした。</p>	傷害なし	11	1
	上記以外の事案	<p>小学校 1名(1件) 中学校 1名(1件) 高等学校 1名(1件) 計 3名(3件)</p> <p>3件の態様については、上記3件(No.1~No.3)と同等程度のもの</p>			
合計 6名(6件)					

概要

No.	校種	体罰時の状況及び体罰の態様	体罰を受けた児童・生徒の状況及び人数		当該教員数
			状況	人数	
1	小学校	授業中、ざわついた雰囲気落ち着かせようとしたが3名の児童がにやにやし反省の姿が見えなかったため、背中を手の甲で1回叩いた。	傷害なし	3	1
2	小学校	授業中に繰り返し遊ぶ生徒に対し、感情的になり、頬を2回平手で叩いた。	傷害なし	1	1
3	中学校	掃除をさぼっていた生徒に掃除をするよう命じたが、従わなかったため、生徒の頬を平手で1回叩いた。	傷害なし	1	1
4	中学校	生徒を指導している間、2名の生徒が反省する様子がなかったことなどに立腹し、それぞれ頭を平手で2回及び5回叩いた。	傷害なし	2	1
5	高等学校	授業中にスマホを使用した当該生徒を指導中、反省している様子が見えない態度に感情的になり、左頬を計2回平手で叩いた。	傷害なし	2	1
6	特別支援学校	起床指導の際、起きてこない当該生徒を起こすため、足の指で生徒の手足をつねったり、つついたりした。	傷害なし	1	1
上記以外の事案		小学校 10名 (10件) 中学校 8名 (8件) 高等学校 7名 (7件) 特別支援学校 0名 (0件) 計 25名 (25件) 25件の態様については、上記6件(No.1～No.6)と同等程度のもの			
合計31名(31件)					

校長指導

8 体罰根絶に向けた取組

平成29年度より「体罰根絶のための重点的な取組について(通知)」に基づいた、以下の具体的な取組を実施。

1 目標管理制度を利用した校長面談の実施

目標管理制度における「自己目標管理シート」に「体罰によらない指導」について目標を設定させ、校長の面談において、その取組状況や成果等を確認する。

2 「体罰の再発防止のための指導力向上研修」の実施

体罰を繰り返さないために、体罰で処分や指導を受けた教員を対象に、アンガーマネジメント研修等の受講の義務付けや校内での計画的なフォローアップを行う「体罰の再発防止のための指導力向上研修」を実施。

報 告 事 項 (6)

児 童 生 徒 支 援 室

件 名	<p>「長崎っ子の心を見つめる教育週間」における 県教育委員の学校訪問について</p>
概 要	<p>1. 訪問予定校</p> <p>(1) 長崎県立長崎北陽台高等学校</p> <p>① 概 要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住 所：西彼杵郡長与町高田郷3672 ・ 学級数：21学級 ・ 生徒数：841名 <p>② 訪 問 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年6月10日（月） <p>③ 選定理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に根ざした学校として、校訓「二綱 自学・創造」、そして「三領 やさしく・きびしく・たくましく」のもと、教師と生徒がともに学び合う「師弟同行」を掲げ、「知・徳・体」のバランスのとれた教育を推進している。 ・ 教科「情報」の授業において「SNSノート・ながさき」を活用した取組を参観する。 <p>(2) 対馬市立巖原中学校</p> <p>① 概 要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住 所：対馬市巖原町棧原27 ・ 学級数：8学級 ・ 生徒数：159名 <p>② 訪 問 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年7月5日（金） <p>③ 選定理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対馬市教育委員会は、平成30年度から、中学校で一人1台、小学校では児童数が最も多い学年の人数分のタブレット端末を導入し、ICT機器の効果的な活用を推進している。そのような県内でも先駆的な取組を行っている対馬市の学校において「SNSノート・ながさき」を活用した取組を参観する。 <p>2. 学校訪問当日の流れ（予定）</p> <p>(1) 校長からの学校概要説明</p> <p>(2) 授業参観</p> <p>(3) 教育委員会からのお礼のあいさつ</p> <p>3. 参考（過去3年間の教育委員訪問実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年6月28日 雲 仙 市：大正小学校 <li style="padding-left: 2em;">7月7日 大 村 市：郡中学校 ・ 平成29年6月6日 島 原 市：第四小学校 <li style="padding-left: 2em;">6月12日 県立佐世保南高等学校 ・ 平成30年6月4日 県立盲学校 <li style="padding-left: 2em;">6月11日 佐世保市：大塔小学校

報 告 事 項 (7)

県立学校改革推進室

件 名	<p style="text-align: center;">第三期長崎県高校改革推進会議第6回会議について</p>
概 要	<p>1 開催日 平成31年4月24日(水)</p> <p>2 会議内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正配置の基準等 ・ 報告書概要 <p>3 委員からの主な意見等</p> <p>○ <u>適正配置の基準等について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的にはしま地区やそれに準ずる地域においては、できるだけ小規模校でも残すことを考えてもらいたい。2学級の学校において生徒が減って、1学級になったとしてもキャンパス校として維持してもらいたい。 ・ 小学校、中学校の統廃合が進んでいる中で高校だけ統廃合をしないということはないのではないかと思う。部活動やアクティブラーニングという集団としての学びという観点からも、ある程度的人数の中で教育が行われることがよいので、統廃合も視野に入れていかないといけないのではないか。 ・ 小中学校ではコミュニティスクールの導入など地域とともに歩む学校づくりを進めているが、これを高等学校にも広め、魅力ある学校を作って、1学年2学級であったとしても魅力ある学校として努力していく姿勢を県教委も学校も市町教委も示していく必要がある。単純に2学級だから統廃合するというのは避けた方がよい。 ・ 義務教育における統廃合と高等学校における統廃合とは意味が異なる。義務教育は校区がしっかりしているので、校区の実態をカウントすれば今後の学級数は把握できる。地元の県立高校を生徒が選択肢として入れられるように、地元の市町、県市町教委、学校が魅力性を高めていく努力をしないといけない。 ・ 高校に通わせる保護者として、人数が減っていく学校に行かせるのか。選択肢がなければそこしかないが、選択肢があるのであれば、生徒数が多い方を保護者としては勧めると思う。 ・ 小規模校は一人一人に目が届くことや、活躍の場を学校生活において準備できるという良さはあるが、ただ、部活動に一定の制限があって、小さくなると、個人競技にしか出られなくなり、他にも、男女のバランスが非常に悪くなることや、人間関係が固定した状況で、切磋琢磨という状況がなかなか作りにくい。一定の規模というのは必要だと思う。 ・ 再編整備を行うにあたっては、地元の市町、教育委員会としっかり協議をするということを、再編整備を進めるにあたっての留意点として、第二期でも示されており、今回も書き込んでもらえればと思う。

- ・一島一高等学校は本土とは違い、他に行くところがない。廃校にすることで、高校教育を受けられなくなる。第二期基本方針にもあるが、再編について検討はするが、基準を設けずに学校の魅力化を高めるなどして欲しい。
- ・ある程度の下限を設定して、統廃合は必要だと思う。少人数の場合、集団の中に入ってきたときに、その集団の中での教育はもちろん、教育を離れ、生活する場面でも支障が出るのではないかと思う。
- ・少人数をどのレベルまで考えるかだと思う。極端な例ではあるが例えば、1学年1人、全校3人の学校は有り得るのか。
- ・地元としっかり議論してもらって、統廃合については協議のなかで決めてもらうという形にしてもらえないか。学校がなくなると、子どもが島を出るか、または、親も子も島を出て行くという二者択一である。それらのことを踏まえて、地域のことは地域の意見を聞いてやってもらえたらと思う。
- ・集団としての教育効果として必要な規模などはあると思うが、高等学校であっても、5人でやる学校像はあるのではないかと思う。教育は他の施策よりも特に、運営が成立しない条件でこそ応援して欲しい。第三期の期間はコストが掛かっても学校は維持して欲しいと思う。
- ・残していくにはいろいろな知恵を出さないといけないので、市や町との対話以上に、市町が直接的に高校の教育に参画するようになっていけばよいと思う。

○報告書概要について
委員からの発言なし

